

# もう設置しましたか？住宅用火災警報器

6月1日は「千葉県住宅用火災警報器普及促進デー」です

火災の発生に早期に気付き、速やかに避難するための「住宅用火災警報器」。既存住宅を含め、すべての住宅への設置があと1年で義務化されます。皆さんの家にもう設置しましたか？

## 死因の6割が「逃げ遅れ」

近年、建物火災によって亡くなる人が急増しています。中でも住宅火災により亡くなった人

の割合は建物火災全体の9割を占め、平成17年には過去最多の1、200人を超え、昨年も全国で1、187人もの人が犠牲となっています。

死因のうち、6割が火災に気付くのが遅れたことによる「逃げ遅れ」。特に65歳以上の高齢者が逃げ遅れるケースが目立ち、大変憂慮されています。

## すべての住宅への設置が義務化

火災を早期に見つけて、すばやく避難することにより死者を少しでも減らそうと平成16年6月に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

そこで、市では火災予防条例を一部改正し、新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成20年5月31日までの設置を義務化しました。



さまざまな防火用品が並ぶ「防火フェスタ」

## 6月1日は住宅用火災警報器普及促進デー

県では住宅用火災警報器の一層の設置促進を図るため、6月1日を「千葉県住宅用火災警報器普及促進デー」として、県内各消防(局)本部で啓発活動を実施します。これに合わせ、市消防本部でも6月1日から1年間、市内各所で住宅用火災警報器をはじめ各種防



火用品の移動展示を行います。いま一度わが家の防火対策を見直し、大切な家族と財産を火災から守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

## 悪質な訪問販売にはくれぐれも注意を

「法律が変わって、すぐに火災警報器を設置しなければいけなくなりました。付けないと罰則がありますよ」とうそをついたり「消防署から点検に来ました」と言って、火災警報器を高額な値段で売り付ける被害がすでに発生しています。

消防署や市が直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。消防署の名を語るなど、悪質な訪問販売には注意が必要です。「火災警報器を設置しなければならぬ」「今だけ」「あなただけに」と訪問してくる業者には十分注意しましょう。

万一、被害に遭ってしまったら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談しましょう。

※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120・5955-611)へ。

**Q** どんな火災警報器があるの？金額は？  
購入する場所は？

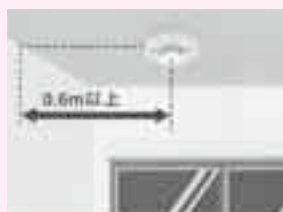
**A** 「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあり、「煙」を感知する警報器の設置が義務付けられています。形はメーカーによりさまざまです。電源は電池式や100ボルトの家庭用電源で作動するものがあります。ホームセンターや電気店、防災設備取扱店などで販売され、1個5,000円から15,000円です。



※購入するときは日本消防検定協会鑑定マーク(左)が付いているものを選びましょう。

**Q** どこに取り付けるの？

**A** 【天井の場合】



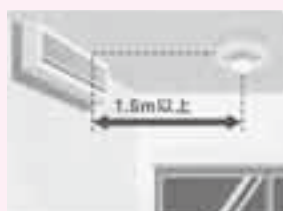
**通常の壁面からの  
取付位置**

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



**はり  
梁などがある場合の  
取付位置**

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



**エアコンなどの  
吹き出し口付近の  
取付位置**

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上以上離します。

**【壁面の場合】**

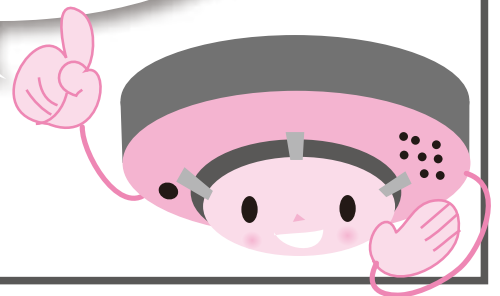


天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

## 大切な命を守るための 住宅用火災警報器

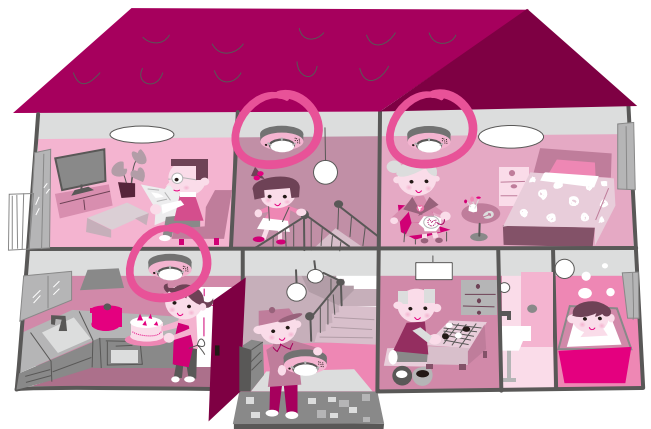
### Q&A

これから設置しようと思っている人は  
**要チェック!**



**Q** 住宅用火災警報器の設置場所は？

**A** 市では、就寝中でもいち早く火災の発生を知ることができるよう、設置場所を寝室および階段としています。寝室は普段就寝に使われている部屋で、子ども部屋など家族の居室などでも就寝に使われている場合は対象となります。階段は寝室がある階の最上部に設置します。調理や炊事など火気を使用する台所については、設置に努める場所として位置付けています。



**Q** 設置義務が適用されない  
住宅はありますか？

**A** マンションなどの共同住宅で、自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが設置されている場合や既に住宅用火災警報器と同等の性能を有する機器が設置されている場合は、設置義務が免除されます。